**野宿生活者対策国庫補助金にかかるヒアリング内容について**

基本事項

○今回のヒアリングは、５関係自治体に全事業費、計画をヒアリングした上で、補助対象事項や、補助率を決定していくものである。

今週に内容をまとめ、来週中にも補助概要案を示す予定。

基本補助率は、1/２の可能性だが、現時点でははっきり言えない。

○今年度の事業費は、現行の予算内で対応。

自立支援事業、要援護者援護事業、期間限定型事業運営費は生活保護適正化事業費

自立センター整備費は社会福祉施設整備費全体の枠内

（運用として隣保館事業に宿泊機能がついた形で考えている。）

12年度予算には、新規予算計上していきたい。

○今後の方針としては、自立支援センターを３年程度で整備完了し、その間、緊急的に要援護者援護事業、期間限定型事業を行うが、自立支援センター整備進捗と反比例して、縮小していき、自立支援事業を拡大、統合化していく予定。

①野宿生活者巡回相談事業

Ⅰ基本案は、福祉事務所に嘱託を配置し、街頭相談するものであった。

しかし、大阪市の事情もわかるが、相談員は委託でもよいが、福祉事務所が事業主体であり、常に福祉事務所を相談者が経由するような形式にしてほしい。「とりまとめ」のフローチャートに合わせてほしい。

Ⅱ人件費、活動費は補助するが、事務所の賃貸料は対象経費としては、難しい。

②自立支援事業

Ⅰ自立支援センターは、更正施設(27.7㎡)以下の整備、職員配置基準にしてほしい。（定員1人あたり床面積３～５㎡ぐらいでよい）。措置費も更正施設以下に抑える。

Ⅱ自立支援センター入所者の医療費は負担できない。無料定額診療事業などを活用してほしい。

Ⅲ自立支援センター入所者の措置決定は決定時の現地主義でやること。

③要援護者援護事業

簡易宿所等利用の事業は国庫補助対象事業としては、認めない。

④期間限定型事業

Ⅰ簡易宿所等利用の事業は国庫補助対象事業としては、認めない。

Ⅱ恒久設置の地元理解が得られないために短期間（３～４ヵ月）自立支援事業を行うものであり、事業内容は自立支援事業と同じでないと困る。（食料提供等だけでなく、生活相談、職業相談事業も行わないと認めない。

関連事項

1. 延長国会で、補正予算案の中に（労働省関係）「国と地方公共団体における臨時応急の雇用機会創出交付金」創設を予定している。注目して置いてほしい。
2. 自立支援センター関係整備補助額内示については、隣保館事業の延長であるので、インターネットなどの情報公開は考えていない。
3. 国の学識者研究会に、NPO関連でいい人がいたら推薦してほしい。自立支援策の案を多数集めたいので、個人の方向性は特に問わない。